

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	ロシアによるウクライナ侵略（1）主な経過 ーロシアの軍事行動と国連、G7等の対応ー
著者 / 所属	寺林 裕介・今井 和昌・荒木千帆美・目黒晋太郎 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448号
刊行日	2022-7-29
頁	32-46
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220729.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220729.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

## ロシアによるウクライナ侵略（1）主な経過

### — ロシアの軍事行動と国連、G7等の対応 —

寺林 裕介

今井 和昌

荒木千帆美

目黒晋太郎

(外交防衛委員会調査室)

1. ロシアによるウクライナ侵略と周辺情勢
2. 国際連合の対応とその限界
3. G7の対応とロシアの孤立
4. ロシアによるウクライナ侵略と国際人道法
5. ロシアによる核の恫喝と原発への攻撃

2022年2月24日、ウクライナ国境周辺地域に集結していたロシア軍が、ウクライナ領土への軍事行動を開始し、首都キーウ<sup>1</sup>を含む複数の都市に対して攻撃を行った。国際社会からの平和的解決の求めに応じず、ロシアが国連憲章を始めとする国際法違反の武力行使に及んだことに対し、多方面から強い非難が表明された。3月1日に衆議院、翌2日に参議院で「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」が可決され、両院はロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難した。その後もロシアは、国際人道法に反する蛮行と認められる侵略行為を繰り返したことから、これに対して各国は、国連やG7を中心として対抗措置を打ち出し、また、ウクライナへの支援を継続した。

本稿では、第208回国会（常会）の会期中に起こったロシアによるウクライナ侵略について、その経過を整理するとともに、そのとき日本政府がどのようにこれを評価・分析したのか国会論議における政府答弁を紹介していく。なお、欧米と足並みを揃えた日本政府の制裁措置、人道支援等の具体的な対応については、本誌収載の「ロシアによるウクライナ

<sup>1</sup> 日本政府は、3月31日、ウクライナの首都及び首都以外の地名の呼称について、ロシア語読みの「キエフ」「チェルノブイリ」等をウクライナ語読みの「キーウ」「チョルノービリ」等に変更した。

侵略（２）日本の対応」を参照されたい。

## 1. ロシアによるウクライナ侵略と周辺情勢

### （１）ロシアによる２つの「共和国」の承認とウクライナ侵略開始

2月21日、プーチン大統領は、ウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、翌22日、ロシアは両「共和国」との間でロシア軍に軍事基地等の建設・使用の権利を与える「友好協力相互支援協定」を批准した。この動きに対して、岸田総理は「ウクライナの主権、そして領土の一体性、これを侵害するもの」であり、「国際法に違反する」とした上で、両「共和国」を承認することは考えていない旨述べている<sup>2</sup>。

2月24日、プーチン大統領はウクライナ政府による「ジェノサイドに晒されてきた人々の保護」を目的とする主張し、ウクライナにおける「非軍事化」「非ナチ化」を追求するとして、「自衛」のための「特別軍事作戦」の開始を発表した。その後、ロシアによる侵略が開始され、ウクライナの複数の都市に攻撃が行われた。この事態を受け、同日に開会されていた参議院予算委員会は一時中断され、国家安全保障会議四大臣会合が開催された。再開後の同委員会の冒頭、岸田総理は「今回のロシアによる侵攻は、力による一方的な現状変更を認めないとする国際秩序の根幹を揺るがすものであり、ロシアを強く非難するとともに、米国を始めとする国際社会と連携して迅速に対処」していくと述べた<sup>3</sup>。さらに、この軍事侵攻について、岸田総理は「欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な行為」であり、「明白な国際法違反」であるとの認識を示した<sup>4</sup>。また、国会では「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」が提出され、3月1日の衆議院本会議及び3月2日の参議院本会議でそれぞれ可決された<sup>5</sup>。

国会では、プーチン大統領がウクライナ侵略を決断するに至った理由を問う質疑が繰り返行われた。この理由について林外務大臣は、様々な議論があるとしつつ、問題の本質は、「プーチン大統領が平和的解決に向けた各国からの働きかけを聞き入れず、ウクライナの非軍事化や中立化といった一方的な要求を実現すべく武力行使に及んだことである」と述べている<sup>6</sup>。また、岸防衛大臣は、米国の中央情報局や英国の国防省の評価・分析を紹介しつつ、少なくとも「ウクライナの抵抗に関する見積りの甘さや自らの能力への過信が、ロシアが侵略を決断した直接の契機の一つであった」と答弁している<sup>7</sup>。実際に、ロシア軍が当初計画していた首都キーウの攻略はウクライナ軍の抵抗で難航したと見られ、3月25日にロシア国防省はウクライナ侵攻の作戦の重心を南東部マリウポリなど親露派武装集団の支配地域拡大に移す方針を明らかにした。

<sup>2</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第2号3頁（令4.2.24）

<sup>3</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第2号28頁（令4.2.24）

<sup>4</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第3号3頁（令4.2.25）

<sup>5</sup> 第208回国会衆議院本会議録第7号1頁（令4.3.1）、第208回国会参議院本会議録第5号1頁（令4.3.2）。なお、ロシアによるウクライナ侵略以前に「ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案」が2月8日の衆議院本会議及び2月9日の参議院本会議でそれぞれ可決されている。

<sup>6</sup> 第208回国会衆議院外務委員会会議録第9号16～17頁（令4.4.13）

<sup>7</sup> 第208回国会衆議院安全保障委員会会議録第7号8頁（令4.6.3）

表1 ウクライナ情勢の経緯

年月日	出来事	年月日	出来事
2022年 2月21日	ロシアによる「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立の承認	3月24日	国連総会緊急特別会合においてウクライナの人道状況の改善を求める決議が採択
2月24日	ロシアによるウクライナへの「特別軍事作戦」の開始 首都キーウ、東部ハルキウ、南部オデーサなどの都市を攻撃 ロシア軍がチョルノービリ原子力発電所を占拠 (3月10日に電力復旧、3月31日に撤収開始)	4月上旬	ウクライナの首都キーウの近郊ブチャで多くの民間人が殺害されたことが明らかになる(後にバイデン大統領が「ジェノサイドに見える」と明言)
2月25日	G7首脳テレビ会議開催(以後、対面やオンライン形式で複数回開催)	4月2日	ウクライナがキーウ州全域の奪還を公表
2月26日	日本を除くG7諸国がSWIFTからロシアの一部銀行を排除することを表明(日本は翌27日に表明)	4月7日	国連総会において国連人権理事会でのロシアの理事国資格を停止する決議が採択 G7首脳声明でロシア産石炭のフェーズアウト又は禁輸などを発表(日本も翌8日に原則禁輸を表明)
2月27日	プーチン大統領が核戦力を含む軍の戦力を特別警戒態勢に引き上げるよう指示		NATO外相会合開催(林外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席)
2月28日	ロシアとウクライナがベラルーシで停戦交渉開始(以後、断続的に停戦交渉を継続)	4月8日	政府が在日ロシア大使館員と通商代表部職員8人の追放を発表(4月20日に出国)
3月1日	ゼレンスキー大統領が欧州議会でオンライン形式で演説(以後、各国の議会で演説)	4月19日	日本から防護マスク、ドローン等をウクライナに提供することを決定
3月2日	国連総会緊急特別会合においてロシアによるウクライナ侵略の非難決議が採択	4月26日	国連総会で常任理事国の拒否権行使に説明を求める決議が採択
	ICJがウクライナで行われた戦争犯罪について捜査開始(日本は3月9日にウクライナの事態をICJに付託)		グテーレス国連事務総長がプーチン大統領と会談
	日本がウクライナからの避難民を受入れる方針を表明	4月27日	ロシア外務省がロシア駐在の日本人外交官8人の追放を発表
	キーウの在ウクライナ日本大使館を閉鎖、大使館業務をリヴィウ連絡事務所へ一時移転	4月28日	グテーレス国連事務総長がゼレンスキー大統領と会談 自衛隊機によるウクライナ周辺国への人道救援物資の輸送を閣議決定
3月3日	2回目の停戦協議で人道回廊の設置を合意		
3月4日	ロシア軍がザポリージャ原子力発電所を攻撃	5月4日	ロシア外務省が岸田総理ら日本人63人の入国禁止を発表
3月7日	ロシアが人道回廊の設置を発表(翌8日に初めて民間人の退避が実現)	5月9日	G7首脳声明でロシア産石油のフェーズアウト又は禁輸などを発表(日本も同日に原則禁輸を表明)
	ロシアが日本や欧米諸国など48の国・地域を「ロシアに対する非友好的な活動をする国・地域」に指定		プーチン大統領が第二次世界大戦の対独戦勝記念日の式典で演説
	リヴィウ連絡事務所の職員が一時的に国外移動	5月17日	ウクライナ南東部マリウポリが陥落
3月8日	日本から防弾チョッキ等の防衛装備品をウクライナに提供することを決定	5月18日	フィンランド及びスウェーデンがNATOに加盟申請(7月5日にNATOの各加盟国が両国の加盟議定書に署名)
3月11日	G7首脳声明でロシアへの最惠国待遇を取り消すことなどを発表	6月23日	EUが加盟を申請したウクライナとモルドバを加盟候補国として認定
3月16日	ICJがロシアに対して軍事作戦の停止を含む暫定措置命令を発出	6月28日	G7サミット的首脳声明でロシア産金の輸入禁止を発表(日本は前日に禁止を表明)
3月23日	ゼレンスキー大統領が日本の国会でオンライン形式で演説	6月29日 ~30日	NATO首脳会議開催(岸田総理が日本の総理大臣として初めて出席)

(出所) 報道等を基に筆者作成

## (2) ロシアの軍事攻勢とウクライナの抵抗

2月24日以降、ロシア軍によりウクライナの首都キーウ、東部ハルキウ、南部オデーサなどの都市に攻撃が行われた。これに対して、ウクライナのゼレンスキー大統領は首都キーウにとどまり、自国民を動員しつつ、欧米諸国や国際機関を巻き込んでロシアに抵抗した。2月26日、ウクライナがロシアの軍事行動の即時停止を命じるよう国際司法裁判所(ICJ)に要請すると、3月16日にICJはロシアに対して軍事作戦の停止を含む暫定措置命令を発出した。また、ゼレンスキー大統領はウクライナへの支援を呼びかけるため、3月1日の欧州議会でのオンライン演説を皮切りに、各国の議会や国際機関等でオンライン演説を繰り返して、同志国から軍事・財政支援を取り付けていった(日本の国会では3月23日に演説)。こうした中、4月2日にゼレンスキー大統領は、キーウ州全域の奪還を公表し、北部に展開していたロシア軍は少しずつ撤退していることを明らかにした。

しかし、国際社会からの支持や支援を受けてウクライナが抵抗を続けるも、ロシアは攻勢の手を緩めなかった。5月9日にプーチン大統領は対独戦勝記念日の演説でウクライナへの軍事行動を改めて正当化し、5月17日にはロシア軍が包囲していたアゾフスタール製鉄所で抵抗を続けていたウクライナの部隊が投降し、ウクライナ南東部のマリウポリは陥落した。一方で、ウクライナも北東部などで反攻を強めており、欧米諸国のロシアへの制

裁とウクライナへの支援も続いている。6月23日、EUは加盟申請を行ったウクライナを加盟候補国として認定し、ウクライナとの連帯を示した（同時にモルドバも認定）。

### （3）停戦交渉の経緯

2月28日、ベラルーシ南西部のウクライナ国境付近のゴメリ州で、ロシアとウクライナの間で初の停戦交渉が行われ、両国の代表団の主張の隔たりは大きかったものの、協議を継続することで一致した。3月3日に行われた2回目のベラルーシでの停戦交渉では、即時停戦はまとまらなかったものの、戦闘地域から民間人を退避させる「人道回廊」の設置のほか、協議を継続することも合意した。しかし、ウクライナの南東部マリウポリなどで予定されていた人道回廊の設置は、3月5日及び6日に相次いで延期され、民間人は避難することができなかった。3月7日、ロシア国防省は複数の都市で人道回廊の設置を発表したが、ウクライナ側はそのほとんどがロシア又はベラルーシ行きのものであることを批判し、翌8日にウクライナ北東部のスムイから中部ポルタワに抜けるルートのみ民間人の退避が実現した。また、3月7日に行われた3回目のベラルーシでの停戦交渉でも停戦に向けた大きな進展はなく、3月10日にトルコが仲介する形で行われたロシアのラブロフ外相とウクライナのクレバ外相との会談においても即時停戦の進展は見られなかった。この一連の停戦交渉について、岸田総理は、プーチン大統領が「ウクライナの非武装化、中立化、非ナチ化、クリミア承認、いわゆる二共和国の独立承認といったウクライナにとって受け入れ難い要求を掲げて」おり、「自らの要求が全て満たされたときのみ停戦に応じるとの強硬な立場を対外的に繰り返し明らかにしている」と評した<sup>8</sup>。

その後、テレビ会談形式で停戦交渉が断続的に続けられる中、3月29日、トルコのイスタンブールで対面による協議が行われた。その中で、ウクライナ側がNATOへの加盟<sup>9</sup>に代わる関係国との新たな安全保障の枠組みを提案した一方で、ロシア側は首都キーウなどで軍事作戦を大幅に縮小すると述べ、双方は一定の譲歩を示した形となった。しかし、4月上旬にキーウの近郊ブチャで多数の民間人の殺害が明らかになると、ウクライナ側は態度を硬化させ、4月6日にロシア側に新たな提案を行った（ウクライナ側は提案内容を公表していない）。これに対し、プーチン大統領はウクライナ側が態度を変えたとして批判し、全面的な停戦実現は遠のいたとの認識を明らかにした。この事態の打開に向け、国連のグテーレス事務総長は、ロシアとウクライナを仲介するため、4月26日にプーチン大統領と、4月28日にゼレンスキー大統領とそれぞれ会談を行った。林外務大臣は、プーチン大統領がグテーレス事務総長との会談において、マリウポリのアゾフスタール製鉄所に取り残された民間人の退避に向けて国連及び国際赤十字委員会が関与することに原則として合意したことを挙げた上で、「事務総長による首脳レベルでの仲介の努力を評価しており」、停戦実現の動きに向けて事務総長を「しっかり支えていきたい」と述べた<sup>10</sup>。なお、5月6日

<sup>8</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第11号12頁（令4.3.10）

<sup>9</sup> 2008年4月、ルーマニアの首都ブカレストで行われたNATOサミットにおいて、ウクライナの将来の加盟については合意されたが、具体的な加盟時期などは触れられなかった。

<sup>10</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（令4.4.28）



に国連安保理において、平和的な解決策を探るグテーレス事務総長の努力を強く支持することなどが盛り込まれた議長声明が全会一致で採択された。

2022年7月時点において、ロシアによるウクライナ侵略は続いている。林外務大臣は、「侵略の長期化のおそれがあるとすれば、その原因はプーチン大統領の意思にある」という認識を示した上で、国連事務総長やいくつかの国が仲介努力を行っているにもかかわらず、プーチン大統領が自らの強硬な立場を「和らげて歩み寄ろうとする兆しが見られない」と非難している<sup>11</sup>。また、岸田総理も、日米首脳会談において、「停戦を実現するためにまず今やるべきことは、ロシアに対する強い制裁措置とウクライナに対する様々な支援、この二つを国際社会が協力して行うことが重要である」との認識をバイデン大統領との間で一致したと述べている<sup>12</sup>。

#### (4) フィンランド及びスウェーデンのNATO加盟に向けた動き

2月24日、ロシアによるウクライナ侵略を受け、北大西洋条約機構(NATO)は北大西洋理事会を緊急に開いて対応を協議した。翌25日、緊急の首脳会議をオンライン形式で開き、NATOのストルテンベルグ事務総長は会議終了後の記者会見で、東欧の加盟国の防衛を強化するために、NATO即応部隊(NRF)の一部を欧州東部に派遣すると表明した。一方で、ストルテンベルグ事務総長はNATO非加盟のウクライナには部隊派遣の計画はないと明言した。

他方で、ロシアによるウクライナ侵略を受け、NATO非加盟で伝統的に中立<sup>13</sup>を守ってきたフィンランド及びスウェーデンの国内では、NATO加盟を支持する世論が急速に高まっていった。これを受け、3月5日、フィンランドのマリン首相はスウェーデンのアンデション首相との共同記者会見で両国の安全保障協力を一段と強化する旨述べた。さらに、4月13日の2回目の共同記者会見では、マリン首相はNATO加盟への意欲を表明して加盟申請の是非を数週間以内に決定すると発表し、アンデション首相も加盟申請に含みを持たせた発言を行った。この両国の動きについて、岸防衛大臣は「欧州の安全保障環境は大きな転換点を迎えていると言える」とし<sup>14</sup>、林外務大臣も、ロシアによるウクライナ侵略が結果として、「基本的価値を共有する同志国間の連携強化、これを促す結果となっている」と述べた<sup>15</sup>。また、岸防衛大臣は、ロシアがNATOの拡大阻止と自らの勢力圏確保を企図していたとすれば、今回のウクライナ侵略は「戦略的にも失敗であった」と言えるのではないかと評価した<sup>16</sup>。

5月12日、フィンランドのニーニスト大統領とマリン首相がNATO加盟申請を行うべ

<sup>11</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号(令4.5.19)

<sup>12</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第20号(令4.6.3)

<sup>13</sup> フィンランドは1948年にソ連との間にフィンランドの中立政策を認めた「友好協力相互援助条約」を締結しつつ、国際紛争の局外に立つ中立を志向してきた。スウェーデンは19世紀のナポレオン戦争以来、戦争に参加せず、「軍事非同盟」を外交政策の基本として推進してきた。

<sup>14</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号9頁(令4.4.19)

<sup>15</sup> 第208回国会衆議院外務委員会会議録第10号14頁(令4.4.20)

<sup>16</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号9頁(令4.4.19)

きだとする共同声明を発表し、スウェーデンも5月16日に加盟申請を正式に決定すると<sup>17</sup>、5月18日に両国は正式にNATOへの加盟申請を行い<sup>18</sup>、7月5日にNATOの各加盟国は両国の加盟議定書に署名した。今後、各加盟国が国内手続きを終えれば、両国はNATO加盟国となる。また、両国の動きと並行して、6月29日に行われたNATO首脳会議では、今後10年間のNATOの行動指針「戦略概念」を12年ぶりに改定し、改定前は「戦略的パートナー」として位置づけていたロシアを「最も重大で直接的な脅威」とした。

## 2. 国際連合の対応とその限界

### (1) 国連総会等におけるロシア及びウクライナへの対応

ロシアによるウクライナ侵略が開始された直後の2月25日、ロシアのウクライナ侵略<sup>19</sup>を非難する安保理決議案が採決に付されたが、ロシアの拒否権行使により否決された。これを受け、米国は2月28日、国連加盟国全てが参加できる国連総会緊急特別会合の開催を提案し、翌3月1日から同会合が開催された。協議の結果、3月2日の同会合において、ロシアに対し軍事行動の即時停止を求める決議案が多数で可決された（賛成141か国、反対5か国（ベラルーシ、北朝鮮、エリトリア、ロシア、シリア）、棄権35か国）。同決議案は、安保理決議案を基本的に踏襲しており、特に「国連憲章第2条4項（武力行使禁止原則）に違反するロシアによるウクライナに対する侵略を最も強い言葉で非難する」とされた。決議案の共同提案国となった日本は、ロシアのウクライナ侵略は同国の主権と領土の一体性を著しく侵害する行為であり、国際法及び国連憲章に明白に違反すると非難した。林外務大臣は同決議案について、「国際社会で幅広く共有されている強い意思が改めて確認された」と述べた<sup>20</sup>。なお、日米豪印（QUAD）の一員であるインドが採決に際し棄権した理由について、林外務大臣は「各国は様々な事情を踏まえて独自に投票態度を決めるもの」としている<sup>21</sup>。

その後の3月11日、ロシアの「ウクライナ領内の生物兵器について議論したい」との要請により、安保理において緊急会合が開催された。同会合においてロシアのネベンジャ国連大使は、ウクライナ国内で米国が生物兵器の研究に携わっていると主張したが、国連の中満泉軍縮担当上級代表（事務次長）を含め、米国等は事実無根であるとしてロシアの主張を批判した。

国連総会においては、ロシアの軍事行動を非難する決議案に加え、3月24日、ウクライナにおける人道状況の改善を求める決議案が採択された（賛成140か国、反対5か国、棄権

---

<sup>17</sup> ただし、アンデション首相は、加盟しても「NATOの恒久的な軍事基地や核兵器を国内に置くことは望まない」と述べている（『毎日新聞』（令4.5.18））。

<sup>18</sup> 当初、この両国の加盟申請に対して、NATO加盟国であるトルコのエルドアン大統領は、トルコがテロ組織として指定しているクルド人武装組織を両国が支援しているなどとして難色を示していたが、6月28日にトルコの懸念に両国が対応することを記した覚書を交わしたことで、トルコが両国の加盟を容認した。

<sup>19</sup> 侵略の定義に関する決議（1974年国連総会決議）において、侵略とは「国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使」とされる（第1条）。

<sup>20</sup> 第208回国会衆議院外務委員会議録第2号23頁（令4.3.4）

<sup>21</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会議録第2号14頁（令4.3.8）

38か国)。林外務大臣は同決議案について、「深刻な人道状況に対処するとともに、ロシアによるウクライナへの侵略を厳しく非難するという基本的な立場に基づき、総会決議案の共同提案国になった」としている<sup>22</sup>。

また、ロシアの国連人権理事会における理事国資格停止決議案も国連総会に提出され、4月7日の国連総会緊急特別会合にて採択された(賛成93か国、反対24か国、棄権58か国)。政府は同決議案について、「重大な国際人道法違反行為を行っているロシアのような国が人権理事会に理事国としてとどまるのは不適切であるとの幅広い国連加盟国の強い意思を示すものである」との認識を述べた<sup>23</sup>。その後、5月12日に開かれた国連人権理事会特別会合においては、ウクライナでの人権侵害について調査を開始する決議案が賛成多数で採択された(賛成33か国、反対2か国(中国、エリトリア)、棄権12か国(インド、キューバ等))。

## (2) 国連改革をめぐる動き

国連安保理におけるロシアの拒否権行使は、安保理改革の機運を高める契機となった。3月2日の国連総会での緊急特別会合に先立ち、安保理改革の必要性について問われた林外務大臣は、「国連憲章上、安保理は侵略行為の存在等を認定して経済的措置等の決定ができ、安保理がその機能を十分果たすため、日本の常任理事国入りを含む安保理改革に向けてしっかりと活動していきたい」との決意を示した<sup>24</sup>。岸田総理は、「国連安全保障理事会の常任理事国であるロシアの暴挙は、新たな国際秩序の枠組みの必要性を示している」とした上で、2015年にフランスとメキシコが提案した「大量虐殺等に関しては自主的に拒否権行使を抑制すべき」とする内容の決議案を念頭に、「フランスとメキシコの提案は、日本を含む105か国から支持を得ている一方、ロシアを含む他の常任理事国からの支持はまだ得られていない」と説明した<sup>25</sup>。

なお、ウクライナのゼレンスキー大統領は3月23日、国会において行ったオンラインでの演説において、「国際機関が機能しなかったことを目の当たりにしました。国連や安全保障理事会でさえもです…。(中略)改革が必要です。ただ議論をするだけでなく、真に決断し本当の影響力を及ぼすためにです。」と述べ<sup>26</sup>、国連改革の必要性を強調した。岸田総理は同演説に関連する質疑の中で、「常任理事国の権利及び特権の停止は、国連憲章上、ロシアを含む安保理常任理事国の同意が必要であるという手続上の難しさがある」「各国の複雑な利害も絡み合う安保理改革は決して簡単ではないが、(中略)日本の常任理事国入りを含む安保理改革の実現に向け、引き続きリーダーシップを取る」と述べ<sup>27</sup>、改めて安保理改革への決意を示した。

4月12日、米国のトーマス・グリーンフィールド国連大使は、安保理における拒否権発

<sup>22</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号32頁(令4.3.24)

<sup>23</sup> 第208回国会参議院財政金融委員会会議録第11号5頁(令4.4.19)

<sup>24</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第6号4頁(令4.3.2)

<sup>25</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第13号3頁(令4.3.14)

<sup>26</sup> 「ゼレンスキー・ウクライナ大統領演説文(仮訳)」(衆議院ホームページ <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/topics/kokkaienzetu220323-1.pdf/\\$File/kokkaienzetu220323-1.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/topics/kokkaienzetu220323-1.pdf/$File/kokkaienzetu220323-1.pdf)>) (以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令4.6.30)

<sup>27</sup> 第208回国会参議院本会議第13号18頁(令4.4.1)



動に対して説明を求める国連総会決議案を準備しているとの声明を発表した。4月26日、国連総会において、リヒテンシュタインの提案のもと、拒否権を行使した常任理事国に説明を求める決議案がコンセンサス方式で採択された。共同提案国は常任理事国である米国、英国、フランスのほか、日本を含めた80か国超となった。リヒテンシュタインは採択前の演説において、「安理が機能しない場合、各加盟国に発言権が与えられるべきだ」とし、同決議案の意義を述べた<sup>28</sup>。林外務大臣は本決議に関し、「拒否権の問題への一定の手当てとなり、拒否権行使は一般に最大限自制されるべきだ」という日本の問題意識にも合致するとの認識を示した<sup>29</sup>。ロシアは「拒否権は問題ではなく、特定の理事国が妥協しようとしなため、行使せざるを得ない」としてコンセンサスへは参加せず、中国も「手続上の混乱や矛盾をもたらす可能性があり、決議案の意図する目的が果たせるか現時点で判断するのは難しい」との姿勢を示した<sup>30</sup>。本決議案を受け、5月に米国が示した北朝鮮への制裁強化決議案について、中国及びロシアが拒否権を行使したため、6月8日、両国に説明を求める初めての総会が開催されている。

### 3. G7の対応とロシアの孤立

#### (1) ウクライナ侵略直後のG7の対応

2月24日、ロシアによるウクライナ侵略を受け、米国やNATOがロシアを非難する声明を発出すると、同日の夜にG7首脳テレビ会議が行われた。会合後に発出されたロシア軍によるウクライナ侵攻に関するG7首脳声明では、ロシアによる「大規模な軍事的侵略に驚愕し、これを非難する」とともに、「G7として、厳しい、調整された経済・金融制裁を実施する」ことなどが発表された。このテレビ会議において、岸田総理は金融・輸出管理等の分野で欧米諸国と足並みをそろえて速やかに厳しい措置を採るべく取り組んでいる旨説明した上で、翌25日の国会では「ウクライナ情勢について率直な意見交換を行い、G7として強い連帯を確認した」として、今後とも「G7を始めとする国際社会と緊密に連携して対応していくことが重要である」と述べた<sup>31</sup>。2月26日、米国、英国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア及び欧州委員会（EC）がSWIFT<sup>32</sup>からロシアの大手銀行を排除する声明を発表すると、翌27日、欧米諸国からの参加要請に応える形で日本もこの措置に加わり、同日のG7外相会合においても、林外務大臣はSWIFTからのロシアの特定銀行の排除といった措置を講じることを支持する旨発言した。岸田総理は、この措置に日本が参加したことについて、他のG7諸国から強く歓迎するという意向が表明されたことを明らかにした<sup>33</sup>。

<sup>28</sup> “General Assembly Adopts Landmark Resolution Aimed at Holding Five Permanent Security Council Members Accountable for Use of Veto,” The United Nations, 26 April 2022.

<sup>29</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号4頁（令4.4.19）

<sup>30</sup> 前掲脚注28

<sup>31</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第3号3頁（令4.2.25）

<sup>32</sup> 国際銀行間通信協会（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）の略称であり、世界中の銀行間の金融取引の仲介と実行の役割を担う団体（協同組合）。本社はベルギーにあり、200超の国の1.1万以上の銀行などが接続し、一日平均4,200万件以上の国際金融取引に係るメッセージを送信している。

<sup>33</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第4号3頁（令4.2.28）

## (2) G7等によるロシア等への対応

### ア ロシアへの経済制裁の強化

G7は上述したSWIFTからのロシアの特定銀行の排除といった制裁に加えて、ロシアの最恵国待遇の撤廃(3月11日のG7首脳声明)、ロシア産石炭輸入のフェーズアウト(段階的廃止)や禁止(4月7日のG7首脳声明)、ロシア産石油輸入のフェーズアウトや禁止(5月9日のG7首脳声明)、ロシア産金輸入の禁止(6月28日のウクライナ支援に関するG7首脳声明)といった制裁を発動し、日本もG7と協調してこれらの措置を講じていった。

他方で、G7によるロシアへの制裁が一段と強化されていく中で、国会ではロシアと共同出資している資源開発事業の継続について問われる場面があった。岸田総理は、「G7でも、各国それぞれの事情に配慮し、持続可能な代替供給を確保するための時間を提供する」という観点から撤退はせず、今後とも「G7の方針に沿って、ロシアへのエネルギー依存を低減すべく、更なる取組を進めて」いくと述べた<sup>34</sup>。

### イ ロシア軍による攻撃への非難

ロシア軍によるウクライナへの攻撃は、軍事施設にとどまらず、原子力発電所や民間人に対してまで及んだ。ロシア軍は2月24日にチョルノービリ原子力発電所を占拠すると、3月4日にはザポリージャ原子力発電所に攻撃を行った。また、4月上旬にウクライナ首都キーウ近郊のブチャでロシア軍が撤退した後、多数の民間人が殺害されていることが明らかになった。これらを踏まえ、G7はウクライナの原子力発電所への攻撃の非難(3月4日のG7外相共同声明)やブチャにおけるロシア軍の民間人への残虐な行為への非難(4月7日のG7首脳声明及びG7外相共同声明)を表明した。林外務大臣はこれらの声明を踏まえ、国連を含む国際社会と緊密に連携しながら、ロシアによる侵略を直ちにやめさせて、戦争犯罪の責任を追及するための外交努力を続けていく旨述べている<sup>35</sup>。

### ウ ウクライナ及び周辺国への支援

ウクライナから避難民を受け入れている周辺国の負担が重くなる中で、G7でも避難民受入国への支援が議論されていった。受入国の中でも特に厳しい状況にあるモルドバへの支援を強化していく必要性から、G7では「モルドバ支援グループ」の立ち上げ(3月17日の外相会合)、モルドバを含む周辺国による避難民受入れの称賛及び短期的・長期的な課題への対応支援(5月12日-14日の外相会合)などが表明された。

一方で、G7以外にもNATOの枠組みでウクライナへの支援が打ち出された。4月7日のG7外相会合の後に引き続いてNATO外相会合が行われ、林外務大臣は日本の外務大臣として初めて出席し、同会合では兵器の追加供与など、ウクライナに対する軍事支援の強化で一致した。同会合について、林外務大臣は「NATOメンバー30か国の外相が一堂に会する機会を捉えて、米国を始めとする各国の外相との間で、ロシアによる侵略と国際社会の対応の様々な側面について、それぞれ有意義な意見交換を実施する

<sup>34</sup> 第208回国会衆議院本会議録第16号12頁(令4.3.31)

<sup>35</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号2頁(令4.4.19)

ことができた」と評した<sup>36</sup>。さらに、基本的価値を共有する同志国間での連携を強化していく必要があるという点で一致した上で、「欧州とインド太平洋地域の安全保障、これを切り離して論じることはできない」と強調したことを説明した<sup>37</sup>。

### (3) G7と日本

欧米諸国によるロシアへの制裁が相次いで実施されていく中、国会では日本の実施している制裁には主体性がなく、欧米諸国の後追いとなっているのではないかと指摘される場面があった。これに対して岸田総理は、既に様々な制裁措置を国際社会と協調しながら示しているとした上で、「決して我が国の対応は各国に比べて遅かったとは認識をして」おらず、逆に、「G7各国を始め関係国から繰り返し謝意が表されるなど、評価されていると考えている」と反論した<sup>38</sup>。また、日本独自の対応の在り方については、人道支援を中心に様々な取組を進めているとしつつ、「国際社会が一体となって意思表示をしていく、それを行動で示す」ことが重要であると強調している<sup>39</sup>。

また、国会では、ウクライナ侵略以降、対面で行われた初のG7首脳会議（3月24日）について岸田総理の帰朝報告が行われた。岸田総理は、同会議について「G7が主導して国際社会の秩序を守り抜くとの強い決意を確認する大変有意義な会合となった」と評した<sup>40</sup>。加えて、G7と協調して実施しているロシアへの追加措置やウクライナ及び周辺国への支援などの日本の取組などを紹介するとともに、アジアを代表してG7に参加する日本の第三国への働きかけについて「G7首脳から高い評価」を得たと述べた<sup>41</sup>。

なお、今回のロシアによるウクライナ侵略を受けたG7における日本の役割として、林外務大臣は、ウクライナ侵略のような力による一方的な現状変更をインド太平洋、東アジアで許してはならないとし、アジア唯一のG7メンバーとして、日本がアジアを含むインド太平洋の状況についてG7における議論をリードしていくということが重要であるとの認識を示した<sup>42</sup>。

### (4) 国際社会から孤立するロシア

ロシアによるウクライナ侵略以降、ロシアは国際社会からの孤立を深めていった。例えば、3月16日、欧州の人権侵害などを監視する欧州評議会においてロシアの除名を決定し、ロシアは欧州人権条約から離脱することとなった。さらに、4月7日、国連総会で国連人権理事会におけるロシアの理事国としての資格を停止する決議が採択された（2.（1）参照）。また、4月20日のG20財務相・中央銀行総裁会議では、ロシアの代表者が発言するときに米国や英国などの一部の国の代表者が席を立つ場面もあり、共同声明も採択されな

<sup>36</sup> 第208回国会衆議院外務委員会議録第9号5頁（令4.4.13）

<sup>37</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会議録第8号9頁（令4.4.12）

<sup>38</sup> 第208回国会参議院予算委員会議録第9号38頁（令4.3.7）

<sup>39</sup> 第208回国会参議院予算委員会議録第11号17頁（令4.3.10）

<sup>40</sup> 第208回国会衆議院本会議録第16号2頁（令4.3.31）、第208回国会参議院本会議録第13号10頁（令4.4.1）

<sup>41</sup> 同上

<sup>42</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会議録第4号18頁（令4.3.24）

かった。このほか、国連経済社会理事会における国連児童基金（UNICEF）や国連女性機関（UN Women）の執行理事会メンバーの選挙における敗北（4月13日）、国連世界観光機関（UNWTO）の加盟国としての資格の停止（4月27日）などが挙げられる。なお、G7のロシアへの認識については、3月4日のG7外相共同声明では、ウクライナ侵略によって「プーチン大統領は世界においてロシアを孤立させた」としている。また、3月24日のG7首脳声明では、「国際機関や多国間フォーラムは、もはやこれまでどおりにロシアとの間で活動を行うべきではない」と国際社会に呼びかけている。

一方で、対露制裁を発動している欧米諸国に対抗してロシアと中国は連携を深めていった。6月15日に行われた中露首脳会談において、両首脳はエネルギー、金融、産業などの分野での協力拡大を一致するとともに、軍事や軍事技術における協力拡大も協議した。さらに、中国はBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカの新興5か国）の外相会合（5月19日）や拡大首脳会議<sup>43</sup>（6月23日）を主宰し、加盟国拡大を通じた国際的な影響力の向上を図っている。拡大首脳会議前日のビデオ演説において、プーチン大統領は、欧米諸国の制裁を受けて貿易や石油輸出などの相手をBRICS諸国に切り替えていると述べ、BRICSの結束の強化を呼びかけた。

#### 4. ロシアによるウクライナ侵略と国際人道法

ロシアがウクライナへの侵略を開始して以降、ロシアによる人口密集地域への無差別攻撃、病院・学校等の民用物への攻撃などにより、民間人に多数の死傷者が生じている。また、原子力発電所への攻撃が行われたことなども確認されている。

こうしたロシアの行為に関して、武力紛争における戦闘方法・手段の規制や紛争犠牲者の保護などについて定める国際人道法（表2参照）に違反するのではないかとの指摘が相次いだ。林外務大臣は、国際人道法上、軍事行動は軍事目標に限定して行うべきであるとされており、無差別攻撃も禁止されていること、文民を対象とする攻撃は行ってはならず、特に病院等の医療組織は常に尊重・保護されるものとし、攻撃の対象としてはならないとの原則があることを挙げ、ロシアによる民間人や民間施設への攻撃、ウクライナの前哨への攻撃は国際法違反であるとの見解を示した<sup>44</sup>。また、ロシアの一連の行為を強く非難するとともに、このような蛮行を即座に停止するよう求めるとした<sup>45</sup>。

こうした中、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪とされる集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪の捜査・訴追を行う常設機関である国際刑事裁判所（ICC）<sup>46</sup>において、ロシアの行為が国際人道法に違反することを立証しようとする動き

<sup>43</sup> 加盟国以外に、アルジェリア、アルゼンチン、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、セネガル、ウズベキスタン、カンボジア、エチオピア、フィジー、マレーシア、タイの13か国が参加した。その中で、イランは6月28日にBRICSに加盟申請した。

<sup>44</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第13号10頁（令4.3.14）、同外交防衛委員会会議録第3号5頁（令4.3.16）等

<sup>45</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第13号11頁（令4.3.14）

<sup>46</sup> 国際刑事裁判所規程（1998年採択、2002年発効）は、ジュネーブ諸条約の重大な違反行為（文民等の被保護者に対する殺人、拷問、非人道的行為等）や武力紛争に適用される規則の著しい違反などを戦争犯罪として定義し、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び侵略犯罪とともに、国際社会全体の関心事である重大な犯罪



が見られる。2月28日、I C Cのカーン検察官は、人道に対する犯罪と戦争犯罪が行われたと信じる合理的な理由があるとして、ウクライナの事態について捜査に向けた手続を行う旨及びI C C規程締約国による付託を促す旨の声明を発表した<sup>47</sup>。これを受け、3月2日までに39か国が本件をI C Cに付託し、捜査の開始が可能となった。日本政府は、ロシアの国際人道法違反を非難する旨の国連総会決議の採択（3月2日）及び戦争犯罪について責任を問う旨のG 7外相共同声明の発出（3月4日）を踏まえ、I C Cの捜査への支持を明確化する観点から、戦争犯罪が行われたと考えられることを理由として、3月9日に本件をI C Cに付託した<sup>48</sup>。

その後、4月に入り、ウクライナ政府の発表<sup>49</sup>や各種報道により、ロシア軍が占拠していたキーウ近郊のブチャを始めウクライナ各地において、民間人が多数殺害されていたことが明らかとなった。日本政府は、4月4日に発出した外務大臣談話において、「ロシア軍の行為により多くの市民が犠牲になっていることを極めて深刻に受け止め、強い衝撃を受けている」として、「無辜の民間人の殺害は重大な国際人道法違反であり断じて許されず、厳しく非難する」と表明した。この点に関し、多数の民間人の殺害は集団殺害犯罪（ジェノサイド）に当たるのではないかとの点が問われた。林外務大臣は、I C C検察官がジェノサイドも含めて既に捜査を開始しており、その進展を期待するとしつつ、「多数の無辜の民間人の殺害は重大な国際人道法違反であり、戦争犯罪である」との見解を示した<sup>50</sup>。加えて、プーチン大統領がロシア軍による民間人殺害を否定し、ウクライナと西側によるフェイクである旨主張したこと<sup>51</sup>についても問われたが、林外務大臣は、ロシア側のプロパガンダは全く受け入れられないとした<sup>52</sup>。

また、ロシアが化学物質を使用した疑いがある旨の報道などを受け、ロシアによる大量破壊兵器（核・生物・化学兵器）の使用について政府の見解が問われた。林外務大臣は、生物・化学兵器の使用については「いかなる場所・主体・状況においても容認され得ない」とし、核兵器については「唯一の戦争被爆国であり核兵器の非人道性を知る日本として、核兵器による威嚇も、ましてや使用も決してあってはならない」との見解を示した<sup>53</sup>。さらに、ロシア軍がクラスター弾<sup>54</sup>を使用した攻撃を行っていることについても問わ

---

（中核犯罪）として位置付け、関係国に被疑者の逮捕・訴追を行う能力・意思がない場合には、I C Cが管轄権を行使し捜査・訴追することを可能としている。

<sup>47</sup> ウクライナ及びロシアはI C C規程の非締約国であるが、ウクライナが2013年11月21日以降の事態に関してI C Cの管轄権を受諾する宣言をしていることから、同国における集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪に対してI C Cは管轄権を行使し得る。I C C検察官は、締約国による付託又は予審裁判部による許可があれば、捜査を開始することができる（I C C規程第14条及び第15条）。他方、侵略犯罪については、非締約国の国民により、又は非締約国において行われた場合、I C Cは管轄権を行使しないとされている（同第15条の2第5項）。

<sup>48</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号5頁（令4.3.16）林外務大臣答弁等

<sup>49</sup> ゼレンスキー大統領演説（令4.4.3）〈<https://www.president.gov.ua/en/news/chas-zrobiti-vse-shob-vo-yenni-zlochini-rosijskih-vijskovih-s-74053>〉等

<sup>50</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号3頁（令4.4.19）

<sup>51</sup> Joint news conference with President of Belarus Alexander Lukashenko（令4.4.12）〈<http://en.kremlin.ru/events/president/news/68182>〉

<sup>52</sup> 第208回国会衆議院外務委員会会議録第10号25～26頁（令4.4.20）

<sup>53</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号4頁（令4.4.19）及び林外務大臣会見記録（令4.3.25）

<sup>54</sup> 戦闘機等からの投下・発射により集束されていた子弾が散布し、広範囲の目標に損害を与え得る兵器であり、



れたが、林外務大臣は、強い懸念を持って状況を注視している旨述べた<sup>55</sup>。

このほか、中国がロシアに対して軍事支援を行った場合、当該支援が国際法違反となるのかとの点も問われた。林外務大臣は、国連憲章に違反するロシアによる武力の行使や国際人道法に違反するロシア軍の行為について、その事情を知らながらロシアを支援・援助する国は、当該支援・援助について国際法上責任を負うことになるとの見解を示した<sup>56</sup>。

表2 国際人道法関連の主な条約

条約名（作成年）	ウクライナ	ロシア	条約名（作成年）	ウクライナ	ロシア
陸戦法規慣例条約・規則（1907年）	○（2015年）	○（1909年）	ジュネーブ諸条約（1949年）		
毒ガス等禁止議定書（1925年）	○（2003年）	○（1928年）	第一条約（疾病者保護条約）		
生物毒素兵器禁止条約（1972年）	○（1975年）	○（1975年）	第二条約（海上の疾病者保護条約）	○（1954年）	○（1954年）
特定通常兵器使用禁止制限条約（1980年）	○（1982年）	○（1982年）	第三条約（捕虜条約）		
議定書Ⅰ（検出不可能な破片を利用する兵器）（1980年）	○（1982年）	○（1982年）	第四条約（文民条約）		
議定書Ⅱ（地雷、ブービートラップ等）（1996年改正）	○（1999年）	○（2005年）	ジュネーブ諸条約第一追加議定書（1977年）	○（1990年）	○（1989年）
議定書Ⅲ（焼夷兵器）（1980年）	○（1982年）	○（1982年）	ジュネーブ諸条約第二追加議定書（1977年）	○（1990年）	○（1989年）
議定書Ⅳ（失明をもたらすレーザー兵器）（1995年）	○（2003年）	○（1999年）	武力紛争文化財保護条約（1954年）	○（1957年）	○（1957年）
議定書Ⅴ（爆発性戦争残存物）（2003年）	○（2005年）	○（2008年）	国際刑事裁判所規程（1998年）	×	×
化学兵器禁止条約（1993年）	○（1998年）	○（1997年）			
対人地雷禁止条約（1997年）	○（2005年）	×			
クラスター弾禁止条約（2008年）	×	×			
核兵器禁止条約（2017年）	×	×			

（注）○は締約国（批准/受諾年）、×は非締約国

（出所）赤十字国際委員会ホームページ <<https://ihl-databases.icrc.org/applic/ihl/ihl.nsf/vwTreatiesByCountry.xsp>>等を基に筆者作成

## 5. ロシアによる核の恫喝と原発への攻撃

ウクライナへの軍事侵略の過程でロシアによる核の恫喝が繰り返されたことは、国際社会に大きな衝撃を与えるとともに、日本においては米国による拡大核抑止の信頼性を強化する必要性が論点となった。また、ロシアはウクライナにある原子力関連施設を攻撃・占拠するなど極めて危険な国際法違反行為に及んだ。この点に関しては、翻って我が国の原子力関連施設がミサイル攻撃等に耐えられるのかが問われる結果となった。

### （1）ロシアによる核の恫喝と日本の核共有の議論

プーチン大統領は、2月7日、マクロン大統領との仏露首脳会談後の記者会見で、ウクライナがNATOに加盟してクリミア半島奪還のために攻撃すれば、ロシアは核保有国の一つであり、戦争に勝者はいないと発言した。また、ウクライナに侵攻を開始した2月24日のプーチン大統領の演説では、「軍事分野について現代のロシアは、ソ連が崩壊し、その

文民にも被害を与えるなどの人道上の問題が指摘されたことなどから、クラスター弾禁止条約が作成されるに至った（ウクライナ及びロシアは非締約国）。

<sup>55</sup> 第208回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第4号2～3頁（令4.3.23）

<sup>56</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号6頁（令4.3.16）

国力の大半を失った後の今でも、世界で最も強力な核保有国の一つ」であると表明し、ロシアを直接攻撃する者は「壊滅と悲惨な結果をもたらすであろう」と述べて第三国の軍事介入を牽制していた。2月27日、プーチン大統領はNATO主要国が敵対的な発言を行っているとしてショイグ国防大臣等に抑止力部隊を警戒態勢に引き上げるよう指示した。

このようなプーチン大統領による核抑止力への言及に対して林外務大臣は、「情勢の更なる不安定化につながりかねない極めて危険な行為である」と述べ<sup>57</sup>、「核兵器の非人道性を知る我が国として、核兵器が万が一にも用いられるようなことがあってはならない」との考えを示した<sup>58</sup>。また、岸田総理も自身が被爆地広島出身の総理大臣であることを強調し、「核による威嚇、ましてや使用は絶対あってはならない」としてロシアの核抑止力への言及を非難した<sup>59</sup>。

しかし、その後もロシア側から核兵器の使用を示唆する言動が繰り返された。4月20日には、ロシア国防省が核兵器搭載可能な新型ICBM「サルマト」の発射実験に成功したことを発表した。ラブロフ外相は国営テレビのインタビューで、核戦争が起きるリスクは十分あり、過小評価すべきではないとの見方を示した。プーチン大統領も、4月27日のサンクトペテルブルクにおける演説で、誰も持っていない全ての手段を必要であれば使用することを示唆した。このようなロシアの動向を見て日本政府は、ウクライナ侵略の中で核兵器が使用される可能性を深刻に懸念していることを表明した<sup>60</sup>。

ロシアによる核の恫喝は、核兵器をめぐる問題にも大きな影響を与えることになった。日本では、ウクライナが非核兵器国であることを想起させ、米国による拡大核抑止を強化するためにも「核共有（ニュークリア・シェアリング）」を始めとする核兵器をめぐる安全保障上の議論を進めることの是非が問われた<sup>61</sup>。

核共有について日本政府は、それを「平素から自国の領土に米国等の核兵器を置き、有事には自国の戦闘機等に核兵器を搭載、運用可能な体制を保持することによって自国の防衛のために米国の抑止力を共有する枠組み」と定義した上で<sup>62</sup>、核兵器不拡散条約（NPT）との関係について、「核兵器国が同盟関係にある非核兵器国の領域内に核兵器を配備しても、当該非核兵器国が核兵器国の同意なしに核兵器を発射する権能を譲り渡されたのでなければ核兵器の所有権又はその管理権が移譲されたことにはならないので、こうした状況はこの条約（NPT）で禁止されない」と整理した<sup>63</sup>。

ただし、岸田総理は核共有に対し、「非核三原則<sup>64</sup>、また原子力基本法を始めとする原子

---

<sup>57</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第4号4頁（令4.2.28）

<sup>58</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第5号2頁（令4.3.1）

<sup>59</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第6号15頁（令4.3.2）、第14号5頁（令4.3.17）

<sup>60</sup> 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号（令4.5.19）

<sup>61</sup> 安倍晋三元総理が、2月27日にテレビ番組で核共有について言及すると、岸田政権の内外でその賛否について意見表明があった（「核共有巡る議論 安倍元首相言及」『朝日新聞』（令4.2.28）、「核共有 政権内に賛否」『産経新聞』（令4.3.2））。

<sup>62</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第4号13頁（令4.2.28）

<sup>63</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第8号10頁（令4.3.4）

<sup>64</sup> 核共有と非核三原則との関係について政府は、非核三原則の「持たず」に抵触するかを判断することは難しいとし、少なくとも「持ち込ませず」には抵触すると説明した（第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第2号4頁（令4.3.8）林外務大臣答弁）。

力の平和利用を基本とする我が国の法体系からしても認められない」と明言し、「日米同盟の下、拡大抑止は機能していると考えているからこそ、政府として核共有について議論は考えない」との立場を堅持した<sup>65</sup>。その上で、現状の日本を取り巻く安全保障環境には現実に核兵器が存在していることを踏まえ、「核抑止力を含む米国の拡大抑止は現状不可欠であり、米国と緊密に協議・協力をしていくことは重要である」との認識を示した<sup>66</sup>。

## (2) チョルノービリ原発の占拠とザポリージャ原発への攻撃

ロシア軍がウクライナの原子力関連施設に対して攻撃したことから、国際社会はその動向を注視した。ロシアがウクライナに軍事侵攻を開始した2月24日、キーウ進軍に伴い、チョルノービリ原子力発電所がロシア軍に占拠された。チョルノービリ原発は一時、電力供給が遮断されたが、3月9日から非常用バックアップ電力が供給された。3月31日にロシア軍が撤収を開始したが、3週間以上にわたり作業員が交代なく業務の継続を強いられた。また、ロシア軍は、3月4日、ウクライナ南東部のザポリージャ原子力発電所を攻撃し、これを占拠した。その他にも北東部ハルキウの研究施設がロシア軍からの攻撃を受けたことなどがウクライナ当局から発表されるなど、ウクライナ国内の原子力関連施設が危険にさらされた。

上記のうち特にザポリージャ原発は稼働中であり、日本政府は、仮に原発事故が生じれば、ロシアを含む周辺国の広範な地域に深刻な影響を及ぼすとして警鐘を鳴らした<sup>67</sup>。ロシアによる原発への攻撃に対して岸田総理は、「福島第一原発事故を経験した我が国として、ロシアの暴挙は断じて認められない」と強い非難を表明し、政府としてロシアに対して全ての行為を即座に停止するよう求めた<sup>68</sup>。

日本国内の原子力関連施設が攻撃を受けた場合の帰結として政府は、日本にある原発は「武力攻撃に備えるように設計されたものではない」とし、「原子力施設がミサイルの攻撃を受けた場合には放射性物質の環境に対する放出は避けられない」との見解を示した<sup>69</sup>。その上で、国家間の武力紛争時において原子力関連施設の防護措置がその攻撃にいかに対応できるのかが問われたが、政府は原発へのミサイル攻撃についてはミサイル防衛で対処することとし、国内においてはテロ行為を含め、国民保護法等の関係法令や国民保護計画などに基づき、必要な措置を迅速かつ的確にとっていくとの従来の対処方針を答弁するのにとどまった<sup>70</sup>。

(てらばやし ゆうすけ、いまい かずまさ、あらかし ちほみ、  
めぐろ しんたろう)

<sup>65</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第13号14頁(令4.3.14)

<sup>66</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第11号13頁(令4.3.10)

<sup>67</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第8号24頁(令4.3.4)

<sup>68</sup> 第208回国会参議院予算委員会会議録第9号3頁(令4.3.7)、第8号10頁(令4.3.4)

<sup>69</sup> 第208回国会参議院経済産業委員会会議録第2号7頁(令4.3.8)、同予算委員会会議録第13号12頁(令4.3.14) 更田原子力規制委員会委員長答弁

<sup>70</sup> 第208回国会参議院経済産業委員会会議録第2号7頁(令4.3.8)